

岡山県高等学校英語教育研究協議会規約

第1章 総 則

第1条 本会は岡山県高等学校英語教育研究協議会と称する。

第2条 本会は岡山県高等学校教育研究会英語部会の活動を補助し、本県高等学校英語教育の振興発展を図ることをもって目的とする。

第3条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

- 1 研究会の開催及び英語教育に関する調査研究
- 2 各種英語教育関係機関との連携
- 3 研究成果の刊行
- 4 その他英語教育振興に関する事項

第2章 会 員

第4条 本会は岡山県高等学校教育研究会英語部会会員をもって組織する。

第3章 役 員

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
理 事	
常任幹事	5 名程度
幹 事	各委員長、各支部長及び各部門長
監 事	2 名

第6条 役員の選出は次の方法による。

- 1 会長は役員会において選出し、総会で承認を得るものとする。
- 2 会長を除く役員は、会長がこれを委嘱する。
 - (ア) 理事は会長・副会長以外の校長をもってあてる。
 - (イ) 常任幹事は事務局長、事務局員及び会計をもってあてる。
 - (ウ) 幹事は、各委員長、各支部長及び各部門長をもってあてる。なお、幹事のうち、支部長は各支部、部門長は各部門においてそれぞれ選出する。

第7条 役員の任期は2年を原則とし、重任を妨げない。

第8条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し会務を統轄する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事及び幹事は、役員会に出席し会務を審議する。

4 常任幹事は会長の監督のもとに庶務・会計を処理する。

5 監事は会計を監査する。

第4章 機 関

第9条 本会に次の機関を置く。

1 総会 全会員をもって構成する。

2 役員会 本規定第5条に定める役員をもって構成する。なお、会長が必要と認める者については、役員会に出席させ報告等を求めることができる。

第10条 機関の任務は次のとおりとする。

1 総会は年1回以上開催し、会長の選出・予算・決算を承認するとともに本会の目的を達成するための重要事項を審議し、決定する。

2 役員会は会長を選出するとともに、予算・決算その他重要事項を審議する。

3 やむを得ない場合は役員会をもって、総会にかえることができる。ただし、この場合は次の総会で報告する。

第5章 その他

第11条 委員会、支部及び部門に関することは別に定める。

第6章 会 計

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附則：1 本会の運営に関して必要な事項は会長がこれを定める。

2 本規約は昭和62年4月1日より施行する。

3 令和2年7月改訂。

4 令和8年6月改訂。